

角田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年3月22日

角田市監査委員 佐藤 良 浩

角田市監査委員 星 隆 悦



角 監 第 4 1 号
令和6年1月25日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 佐 藤 良 浩
角田市監査委員 星 隆 悦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、またはこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納・その他の事務の執行の監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和2年角田市監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2. 監査の対象

阿武隈リバーサイドマラソン大会実行委員会	（所管課：教育委員会 生涯学習課）
角田市スポーツ協会	（所管課：教育委員会 生涯学習課）
角田市商工会	（所管課：産業建設部 商工観光課）
角田牟宇姫夏まつり実行委員会	（所管課：産業建設部 商工観光課）
あぶくま川水系角田地区土地改良区	（所管課：産業建設部 農林振興課）

① 所管課

- ア. 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- イ. 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ. 補助金等の交付条件、その他補助金等に関する指令等の内容は明確か。
- エ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- カ. 補助金等の財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- キ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

② 財政援助団体

- ア. 事業計画書、予算書及び決算書表等と所管課等へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業等以外に流用されていないか。
- エ. 補助金等の出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ. 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ. 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う補助金等の返還の時期等は適切か。
- ク. 財産の処分制限がある場合、これに違反するものはないか。

3. 監査の主な実施内容

令和4年度において、財政援助団体に対して交付した補助金に係る出納及びその他の事務の執行状況について、補助金等交付に係る事務処理及び会計経理等が適正に執行されているか、財政援助団体及び所管課から提出された調書及び関係書類、帳簿等の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

4. 監査の実施日及び実施場所

①阿武隈リバーサイドマラソン大会実行委員会

実施日：令和5年11月27日（月）

実施場所：総合体育館 会議室

②角田市スポーツ協会

実施日：令和5年11月27日（月）

実施場所：総合体育館 会議室

③角田市商工会

実施日：令和5年11月30日（木）

実施場所：角田市商工会 大会議室

④角田牟宇姫夏まつり実行委員会

実施日：令和5年11月30日（木）

実施場所：角田市商工会 大会議室

⑤あぶくま川水系角田地区土地改良区

実施日：令和5年12月4日（月）

実施場所：あぶくま川水系角田地区土地改良区 大会議室

5. 監査の結果

財政援助に係る補助金及びその他事務の執行並びに公の施設の管理については、概ね適正に処理されていると認めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、財政援助団体及び所管課の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。